

## 投資関連協定に関する要望

2018年6月25日

一般社団法人日本貿易会  
市場委員会

### 1. 投資関連協定の現状

商社をはじめわが国企業の海外における事業活動はますます活発化し、投資先も多様化していく中で、海外で事業を行う上でのリスク軽減に機能し、投資の円滑化を促進する投資関連協定（EPA 投資章含む）は、社会保障協定、租税条約と共に、必要不可欠な制度インフラである。

市場委員会では、その重要性に鑑み、2008年より投資関連協定の締結促進に関して政府へ繰り返し要望してきた。2016年1月に、(1) 数と併せて質も追求した投資協定の締結、(2) 戦略的優先順位国、(3) 政府における体制強化等についての要望を取りまとめ、政府・関係省庁へ提出した。政府は、経済界からの要望等を踏まえ、2016年5月、7省庁連名の「投資関連協定の締結促進等投資環境整備に向けたアクションプラン」を策定し、同アクションプランに基き、鋭意交渉を進めた結果、投資関連協定については、発効済41本、署名済（未発効）4本、交渉中24本となった。そして、現在交渉中の協定が発効すると、92の国・地域をカバーすることになる。政府が同アクションプランの中で掲げた2020年までに100の国・地域の署名・発効を目指すという目標に、着実に近づいており、世界的にみても遜色ないレベルに達することは、政府関係者のご尽力の賜物と言える。また、2017年5月外務省経済局に投資政策室が設置され、政府関係当局の体制が強化されたことも大変評価している。

### 2. 早期締結希望国、既存の協定の改定、内容等に関する要望

一方で、当会が交渉優先国として要望してきた国々の中でも、交渉開始に至っていない国々も見受けられる。ISDS条項の問題や二国間関係等の事情により、交渉開始が難しいケースがあることは理解できるものの、企業の海外展開の推進、資源・エネルギーの安定供給の確保等の観点から締結意義がある国があると考えられる。引き続き、交渉開始に向けた検討をお願いしたい。

今回、市場委員会において実施した投資関連協定に関するアンケートによると(1) 早期締結希望国、(2) 既存の協定の見直し、(3) 内容に関する要望は、以下のとおり。

#### ○早期締結希望国

前回同様、引き続き中南米・アフリカ地域を中心に、早期締結を希望する。

アフリカ	南アフリカ、ガーナ（交渉中）、エチオピア（交渉中）、ナイジェリア（交渉中）、コートジボワール（交渉中）、タンザニア（交渉中）、ザンビア（交渉中）、コンゴ、ジンバブエ、シエラレオネ、モーリシャス
------	--

中南米	アルゼンチン（実質合意）、エクアドル、ベネズエラ、ブラジル、キューバ、パラグアイ、ペルー
欧州	アゼルバイジャン
中東	アラブ首長国連邦（署名済）

○既存の協定の見直しを希望する国

エジプト	1978年発効 投資協定（保護型）
スリランカ	1982年発効 投資協定（保護型）
中国	1989年発効 投資協定（保護型）
トルコ	1993年発効 投資協定（保護型）
バングラデシュ	1999年発効 投資協定（保護型）
パキスタン	2002年発効 投資協定（保護型）
イラン	2017年発効 投資協定（保護型）

○内容に関する要望

投資市場への新規参入段階から無差別待遇を要求する「自由化型」の協定を念頭に、投資家保護等の分野で ISDS（投資家対国の紛争解決）や汚職防止努力義務条項の挿入も含め高いレベルの質を確保することを追求して頂きたい。政府が交渉に当たり重視する以下 5 点については、それに賛同する。同時に、経済界のニーズや相手国の事情等に応じ、スピード感を重視し、例えば、二国間よりは寧ろ多国間での交渉や、EPA としてパッケージで交渉する等の戦略的柔軟性を持った対応をお願いしたい。

- ① 投資参入後のみならず投資参入段階も対象とする「自由化型」とすること
- ② 内国民待遇、最恵国待遇の義務について原則すべてに適用としたうえで、一部の例外分野・措置を記載する留保表（ネガティブリスト）を作成すること
- ③ 特定措置履行要求の禁止（PPR）に多くの要素を盛り込むこと
- ④ 意義のある ISDS を規定すること（投資契約違反も対象、国内裁判前置なし）
- ⑤ 租税措置の適用（少なくとも収用や公正衡平待遇規定への適用）

### 3. おわりに

世界の海外直接投資が世界経済の成長を牽引する大きな役割を果たすなかで、国際投資ルール作りは、世界経済の持続的成長のため極めて重要である。ぜひ、わが国政府には、世界の投資環境整備のため、国際投資ルール作りを主導して頂きたい。

以 上